

社会福祉法人三股町社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 3 月 1 日～ 令和 13 年 2 月 28 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性職員・・・取得率50%以上
女性職員・・・女性職員全体と有期雇用の女性職員それぞれについて、
取得率80%以上

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し）の実施

目標 2：全職員の時間外・休日労働時間を各月 30 時間未満とする。

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 令和 8 年 6 月～ 各部署における問題点の検討及び業務量の見直し

目標 3：育児休業等の制度についての有期雇用労働者向けのパンフレットを作成し有期雇用労働者および管理職に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 令和 8 年 6 月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全職員への周知

目標 4：有期雇用労働者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日以上とする。

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 8 年 5 月～ 各部署においてミーティング等による年次有給休暇の取得促進